

釧路市まちづくり基本条例に 基づく取り組みについて (意見募集)



2025年（令和7年）3月

釧路市まちづくり基本条例に基づく意見募集について

釧路市では、まちづくりに関する基本理念・基本原則を定め、市民の権利・責務と市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定め、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目指すために策定した「釧路市まちづくり基本条例（以下、基本条例）」を、2015年（平成27年）10月1日に施行しました。

基本条例の第29条において、

「市長が、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案して、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。」

と定めがあり、本年度は前回の条例見直しについての検討から、5年目にあたります。

市は、前回の条例見直しについての検討と同様に、今回もこれまで基本条例に基づいて行ってきた取り組みを改めて市民の皆さんにお知らせし、今後、さらに市民との協働によるまちづくりを進めるために、市民の皆さんから以下の観点で広くご意見をいただきたいと考えております。

1. これまで条例に基づいて行ってきた取り組みに関するご意見
2. 今後、さらに市民協働を進めるにあたってのご意見・ご提言

なお、皆さんからいただきましたご意見などの概要は、2025年（令和7年）6月末をめどに釧路市ホームページなどで公表するほか、市における各施策を検討する際に参考とさせていただく予定です。

【お問合せ先】

釧路市総合政策部都市経営課 企画係

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所3階

電話：0154-31-4502（直通） F A X：0154-22-4473

E-mail：to-kikaku@city.kushiro.lg.jp

目 次

1	釧路市まちづくり基本条例策定の経緯と目的・・・・・・・・・・	1
2	基本条例の3つのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	「まちづくり基本条例に基づく取り組み」の表の見方・・・・	3
4	基本条例に基づく取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	釧路市まちづくり基本条例全文・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
6	「基本条例に基づく取り組み」への意見提出用紙	

1 釧路市まちづくり基本条例策定の経緯と目的

我が国では、少子・高齢化の進行、産業経済構造の変化、価値観の多様化など、さまざまな分野において構造的な変化が生じており、それに伴い、地域社会においても、現役世代の減少や単身高齢者の増加、地域コミュニティの希薄化など、さまざまな状況の変化が生じるとともに、解決が必要な課題も多様で複雑なものへと変容しています。

こうした課題に対応し、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるためには、行政だけでなく、地域住民一人一人がまちづくりに参加する意識を持った上で、地域住民と行政がともに自立し、対等な関係でそれぞれの役割を果たす協力関係を構築し、「市民の力」を生かしたまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、釧路市では、市民と行政が協働するまちづくりをより一層進めていくために、まちづくりに参画する各主体の責務等を明らかにした「釧路市まちづくり基本条例」を策定することとしました。

その検討においても、市民参加のもとで検討が進められ、日頃、地域のまちづくりに関わっている団体の方々や公募で選ばれた方々に、有識者と市職員を加え、（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会を設立し、2012年（平成24年）7月から2014年（平成26年）11月まで、2年5か月の間、全23回にわたって意見交換を重ねました。

この結果を踏まえて、市が条例案を作成し、パブリックコメントを経て、平成27年釧路市議会2月定例会における議決を経て「釧路市まちづくり基本条例」は制定され、2015年（平成27年）10月1日に施行されました。

前回の条例見直しについての検討から本年度まで、本誌でお示しするように、条例の理念に基づき、市民協働によるまちづくりに向けて様々な具体的な取り組みが行われてきており、今後、市では、さらに市民の皆さんとの協働の取り組みを推し進め、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていきたいと考えております。

2 基本条例の3つのポイント

条例が目指す大きい目標

よりよいまちに向かっていくためには、市民みんなでまちづくりのことを知り、参加できることが大切です。
この条例はまちづくりをしっかりと支えていくみんなの役割、考え方、仕組みなどをわかりやすく整理し、
みんなのまちづくりへの参加を進め、市民が主体のまちづくりを実現するための基本的なルールを定めた条例です。

前 文

第1条 目的

条例のポイント その1 情報共有

まちづくりは、まず「知る」ことから！



- ◆市は市民にわかりやすく情報を提供します。
- ◆市民はまちづくりへの関心を高めて情報を集めます。
- ◆市と市民はお互いに情報を共有します。

第13条 情報共有

条例のポイント その2 市民参加

まちづくりに参加しよう！



- ◆市はまちづくりへの市民参加の機会をつくります。
- ◆市民はまちづくりに参加するように努めます。
- ◆市と市民は協働でまちづくりを行います。

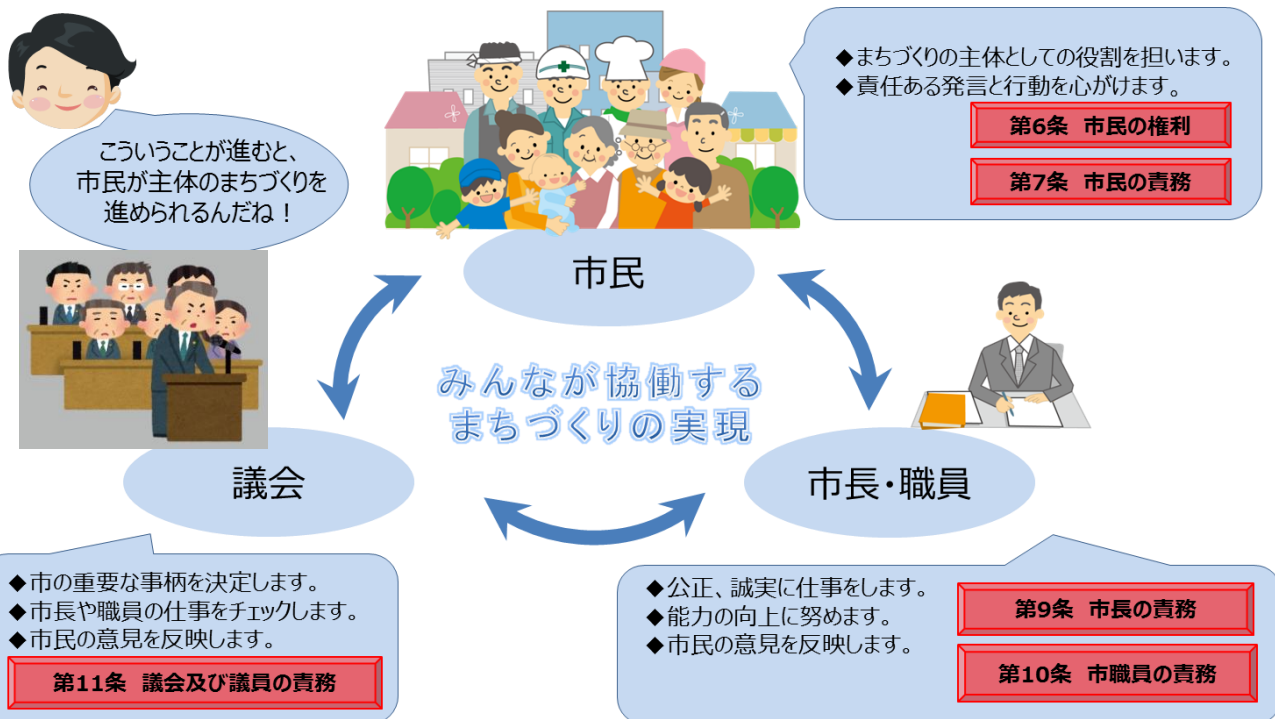
第16条 市民参加

第17条 協働

条例のポイント その3

役割分担

市民、議会、市長・職員が役割を果たして、共に協力し合ってまちづくり！



3 「まちづくり基本条例に基づく取り組み」の表の見方

- ・次のページから、基本条例に基づく取組状況について具体事例をまとめています。
- ・以下の第2章～第6章に沿って取り組まれている具体的な事業をとりまとめています。

釧路市まちづくり基本条例の構成



とりまとめの表

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

取組実績は
グレー網掛け部に
記載しています

第2章 権利及び責務	
関係条項	■ 取り組みの項目 ➢ 取組状況
(市民の権利)	■ 市民によるボランティア活動 ※主な活動例 ➢ 地元事業者による / 千代ノ浦マリナパーク内の清掃ボランティア ➢ 町内会による / 花壇の整備ボランティア ➢ 町内会、市民有志による / 児童館ボランティア ➢ 市民有志による / 遊学館ボランティア(工作準備、イベント運営協力 など) ➢ 市民有志による / 図書館ボランティア(朗読、ブックカバーかけ、本の整理 など) ➢ 市民有志による / 動物園ボランティア(イベント補助 など)
第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。	
(事業者の責務)	■ 民間事業者との連携協定と取組内容 ※主な取組の例 ① 釧路市における町内会の加入促進に関する協定 (釧路市×釧路市連合町内会×公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部) ➢ 販売・賃貸契約仲介時に町内会への加入を促進 ② 釧路市と株式会社北洋銀行との連携及び協力に関する協定書(釧路市×株式会社北洋銀行)
第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。	

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(市民の権利) 第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。	■ 市民によるボランティア活動 ※主な活動例 > 地元事業者による / 千代ノ浦マリパーク内の清掃ボランティア > 町内会による / 花壇の整備ボランティア > 町内会、市民有志による / 児童館ボランティア > 市民有志による / 遊学館ボランティア(工作下準備、イベント運営協力 など) > 市民有志による / 図書館ボランティア(朗読、ブックカバーかけ、本の整理 など) > 市民有志による / 動物園ボランティア(イベント補助 など)
(事業者の責務) 第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。	■ 民間事業者との連携協定と取組内容 ※主な取組の例 ① 釧路市における町内会の加入促進に関する協定 (釧路市×釧路市連合町内会×公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部) > 販売・賃貸契約仲介時に町内会への加入を促進 ② 釧路市と株式会社北洋銀行との連携及び協力に関する協定書(釧路市×株式会社北洋銀行) > 釧路市ビジネスサポート協議会の一員として、釧路市ビジネスサポートセンターk-Bizの運営 > 令和6年6月に本協定に基づく「企業誘致の推進に係る連携に関する覚書」を締結し、立地に適した土地情報の提供や道外企業へ向けた発信など、企業誘致に関する連携体制の構築を進めている ③ 釧路市と釧路信用金庫との連携及び協力に関する協定書(釧路市×釧路信用金庫) > 釧路市ビジネスサポート協議会の一員として、釧路市ビジネスサポートセンターk-Bizの運営に協力 > 首都圏で開催される商談会への市内企業の出展支援、市内開催商談会の運営、釧路商工会議所と連携した販路拡大や商品磨き上げを目的とする伴走型研究会・商談会の開催 ④ 釧路市と株式会社北海道銀行との地方創生に関する包括連携協定書(釧路市×株式会社北海道銀行) > 釧路市ビジネスサポート協議会の一員として、釧路市ビジネスサポートセンターk-Bizの運営に協力 ⑤ 釧路市と日本郵便株式会社釧路市内郵便局との包括的連携に関する協定書(釧路市×日本郵便株式会社釧路市内郵便局) > 高齢者、障がい者、子どもその他住民等の何らかの異変に気付いた場合の情報提供(→市への連絡、または消防・警察への通報への協力) > 市内郵便局に「WebハザードマップPR用チラシ」や「津波浸水立体画像」の掲示 > 不法投棄防止対策活動である「自然の番人宣言」に参画し郵送業務中にパトロールを実施 ⑥ 釧路市と株式会社コンサドーレとの包括連携協定書(釧路市×株式会社コンサドーレ) > 旧柏木小学校屋内体育館をコンサドーレ釧路U-12・15の練習場所として提供 ⑦ 釧路市教育委員会と一般社団法人釧路青年会議所との連携協定書 (釧路市教育委員会×一般社団法人釧路青年会議所(JC)) > 市内中学校において、JCメンバーによるキャリアシンポジウムやジョブカフェ釧路等の実施 ⑧ 空き家等対策に関する協定 (釧路市×(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部×釧路司法書士会 ×(一社)北海道建築士事務所協会釧路支部 ×釧路市建設事業協会 ×釧路弁護士会×北海道行政書士会) > 合同相談会開催、利活用等についての各種協力

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■ 取り組みの項目
	➢ 取組状況
(事業者の責務)	⑨ 釧路市地域安心ネットワーク事業協定書 (釧路市 × 株式会社セブンーイレブン・ジャパン) (" × ALSOK北海道株式会社) (" × 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) (" × ヤマト運輸株式会社釧路西支店・ヤマト運輸株式会社釧路東支店・ヤマト運輸株式会社釧路中央支店・ヤマト運輸株式会社釧路支店) (" × からだ元気治療院釧路つるい村店) (" × 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部) (" × 釧路ガス株式会社) (" × 一般社団法人北海道LPガス協会釧路支部) (" × 第一環境株式会社) (" × 釧根地方石油業協同組合釧路支部) (" × 株式会社北海道新聞社) (" × 生活協同組合コープさっぽろ(宅配事業本部)) (" × 一般社団法人生命保険協会釧路協会) (" × エンバイアー釧路支店) (" × 生活クラブ生活協同組合(釧路センター)) (" × 株式会社ベルコ 釧路支社) (" × 株式会社テックアップ 宅配クック123釧路店) (" × 株式会社デンキのエースたかはし)
	➢ 日常業務の中で高齢者、障がい者、子どもその他の住民等の何らかの異変に気付いた場合、市に連絡、または消防・警察への通報への協力に関する協定
	⑩ 釧路市とイオン株式会社との地域連携協定(釧路市 × イオン株式会社) ➢ 交通安全にかかる啓発活動 交通安全運動期間中に、釧路警察署・釧路市交通安全指導員会等と合同で啓発活動を実施 ➢ 脱炭素につながる取り組みの普及啓発 イオン昭和店にて地元ガス会社と電力会社と共同でイベントを実施。パネルの展示や省エネ機器の紹介など
	⑪ 釧路市と日本たばこ産業株式会社との包括連携協定(釧路市 × 日本たばこ産業株式会社) ➢ 環境美化を目的とした釧路市クリーンパートナー制度に登録し、定期的な清掃活動を実施 ➢ 2022年9月JT主催将棋日本シリーズにて名産品PR ➢ 2023年1月JTの全世界社員3.4万人閲覧可能なサイト【Workplace】に釧路市観光PR動画を掲載
	⑫ 釧路市と株式会社GRACEとの包括連携協定(釧路市 × 株式会社GRACE) ➢ 音別で開催した空き家無料合同相談会への協力
	⑬ 釧路市と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定(釧路市 × 株式会社モンベル) ➢ 令和6年4月に釧路市音別町憩いの森キャンプ場及び釧路市湿原展望台遊歩道再整備アドバイザー業務委託締結
	⑭ 釧路市と一般社団法人釧路青年会議所とAirbnb Japan株式会社との包括連携協定(釧路市 × 一般社団法人釧路青年会議所(JC) × Airbnb Japan株式会社) ➢ 令和6年6月25日開催のくしろ長期滞在ビジネス研究会にて、「長期滞在にかかる民泊の可能性について」をテーマにAirbnb Japan株式会社による講演を実施
	⑮ 市有地処分の媒介に関する協定(釧路市 × 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部) ➢ 協定に基づく市有地処分の媒介実施

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■ 取り組みの項目
	➤ 取組状況
(事業者の責務)	⑯ 釧路市連合町内会と釧路市との連携基本協定書 (釧路市×釧路市連合町内会) ➤ 町内会への各種支援や、町内会未加入者への啓発をはじめ、町内会員の高齢化、役員のなり手不足などの様々な課題への対応
	⑰ 地域循環共生圏推進に関する包括連携協定 (釧路市×株式会社JEPLAN) ➤ ペットボトル水平リサイクルの普及浸透を目的とした、イベントでの水平リサイクルブースの出展や、市内小学校での環境教育授業の開催
	⑱ 環境都市推進に関する包括連携協定 包括連携協定(釧路市×アサヒ飲料株式会社) ➤ ペットボトル水平リサイクルの普及浸透を目的とした、イベントでの水平リサイクルブースの出展や、市内小学校での環境教育授業の開催
	⑲ 認知症対策・地域包括ケアの推進に関する包括的連携協定 (釧路市×エーザイ株式会社) ➤ 市民向け・従事者向け認知症研修会の開催への協力
	⑳ 釧路市と札幌医科大学の連携協定書 (釧路市×北海道公立大学法人札幌医科大学) ➤ キッズ健診の実施並びに子ども達の健診結果や生活習慣に関する研究分析を実施
	㉑ 釧路市と明治安田生命保険相互会社との連携協定 (釧路市×明治安田生命保険相互会社) ➤ 各種保健事業における、健康測定器を用いた保健普及活動などの協力
	㉒ 釧路市とKCCSモバイルエンジニアリング株式会社との包括連携に関する協定 (釧路市×京セラみらいエンビジョン株式会社(令和4年4月より社名変更)) ➤ 地域課題の解決に向けて、IoT技術を活用した遠隔監視による省力化・省人化の実証実験を実施
	㉓ 釧路市とNECソリューションイノベータ株式会社との観光振興に関する包括協定 (釧路市×NECソリューションイノベータ株式会社) ➤ 令和2年にNECのオンラインガイド予約支援を受け、オンラインバスツアーの催行 ➤ 令和5年に観光事業者向けデジタル活用セミナー＆お悩み相談会in釧路を開催(釧路市後援)
	㉔ 釧路錦町駐車場附帯施設の貸借の媒介に関する協定 (釧路市×公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部) ➤ 連携先団体のホームページ、機関紙等により当該施設テナント募集について掲載
	㉕ 釧路市動物園と生活協同組合コープさっぽろの協働に関する覚書 (釧路市×生活協同組合コープさっぽろ) ➤ 「ホッキョクグマ応援プロジェクト」に係る活動協力、コープさっぽろ主催イベント「食べる・たいせつ・フェスティバル」参加協力
	㉖ 気管挿管病院実習に関する協定書 (釧路市×医療法人社団三慈会 釧路三慈会病院) ➤ 救急救命士が実習を行い、気管挿管の資格を取得
	㉗ 消火薬剤等詰め替え等の無償協力に関する協定 (釧路市×一般社団法人北海道消防設備協会釧路支部) ➤ 令和元年から令和6年の間に19事案40本の消火器に対して事業を実施
	㉘ 災害発生時における無人航空機の運用に関する協定書 (釧路市×946ドローンサポート隊) ➤ 釧路市防災総合訓練・林野火災防ぎょ訓練に毎年参加し、消防隊との連携訓練を実施
	㉙ いきいきと健やかに安心して暮らせるまちづくりに関する包括連携協定 (釧路市×株式会社大塚製薬工場) ➤ 新型コロナ対策として、フェイスシールドを提供。熱中症対策として、コロナワクチン接種者に対し、経口補水液を提供

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■ 取り組みの項目 ➢ 取組状況
(事業者の責務)	③⑩ 釧路市と大塚製薬株式会社との包括連携協定 (釧路市×大塚製薬株式会社) ➢ 新型コロナ対策として、従事職員及びコロナワクチン接種者に対し、清涼飲料水を提供 ➢ 市民の健康寿命の延伸を目的とした、コンディショニングプログラム提供事業を実施 ➢ 健康イベントの開催協力、健康まつりへの協賛のほか、熱中症対策における普及啓発活動への協力 ■ 民間事業者との連携した取り組み 釧路森林資源活用円卓会議 (民間事業者25団体) ➢ 林業・木材産業に関する取り組みとして、担い手の確保対策や業界内のスキルアップを目的とした研修会の開催及び地域材の需要拡大を目指す取り組みや普及啓発活動等 くしろ長期滞在ビジネス研究会 (会員数:56社) ➢ 不動産事業者やホテル事業者、交通事業者等で組織し、釧路市が事務局を担っている「くしろ長期滞在ビジネス研究会」が中心となり、移住定住促進及び長期滞在促進を進めている ■ 市と連携した民間事業者によるCSR活動 釧路市クリーンパートナー制度 (登録団体数 29団体) ➢ 釧路市内の企業・各種団体などが、ボランティア清掃により、ごみのない清潔できれいな街づくりを推進することを目的とした制度 (市がその活動を支援) 登録した団体による、定期的なボランティア清掃の実施 保育園の園庭整備、保育施設の清掃奉仕活動 ➢ 建設事業者による地域貢献事業として園庭整備や清掃事業者による保育施設の清掃奉仕活動の実施 釧根電気工事協同組合ボランティア ➢ 組合による市有施設等の修繕ボランティアを実施 観光施設における修繕・補修等の社会貢献活動 ➢ 建設事業者による社会貢献活動として観光施設修繕やアスファルト補修工事を実施 ■ 市と民間事業者との人事交流 地域活性化企業人制度の活用によるANAあきんど(株)との人事交流 ➢ R3～4年度に、ANAあきんど(株)から市へ1名職員が派遣され、都市経営課へ配属し、ワーケーションやふるさと納税に関する業務に従事 地域活性化企業人制度の活用による日本航空(株)との人事交流 ➢ R3～4年度に、日本航空(株)から市へ1名職員が派遣され、観光振興室へ配属し、SNS・メディアを活用した情報発信、ワーケーションの推進に関する業務に従事 地域活性化企業人制度の活用によるソフトバンク(株)との人事交流 ➢ R5～6年度に、ソフトバンク(株)から市へ1名職員が派遣され、情報システム課へ配属し、庁内DXやBPRに関する業務に従事 地域活性化企業人制度の活用による富士通JAPAN(株)との人事交流 ➢ R5～6年度に、富士通JAPAN(株)から市へ1名職員が派遣され、情報システム課へ配属し、庁内DXやBPRに関する業務に従事 地域活性化企業人制度の活用による(株)日本旅行との人事交流 ➢ R5～6年度に、(株)日本旅行から市へ1名職員が派遣され、都市経営課へ配属し、ワーケーションやふるさと納税に関する業務に従事

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■取り組みの項目
	➢取組状況
(事業者の責務)	地域活性化企業人制度の活用による(株)JTBとの人事交流 ➢R6年度に、(株)JTBから市へ1名職員が派遣され、阿寒観光振興課へ配属し、AT(アドベンチャートラベル)推進体制の強化に資する業務に従事
(市職員の責務) 第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	■職員向け各種研修会の開催・参加状況 ※主な研修の例 新採用研修(前期・後期) ➢新採用職員を対象に研修を実施 スキルアップ研修 ➢採用2～10年目の職員を対象に研修を実施 階層別研修((1)マネジメント研修、(2)新任係長研修、(3)新任専門員研修、(4)新任主査研修) ➢各階層に必要な知識・技能の体系的な習得を図る研修を実施 コーチング研修 ➢課長補佐職及び係長職を対象にコミュニケーションスキルの向上を図る研修を実施 政策形成研修(まちづくり研修) ➢市及び管内自治体職員を対象に政策立案・実行能力向上を図る合同研修を実施 業務システム基本操作研修 ➢新採用職員を対象に経理システム等の操作スキルの習得を図る研修を実施 コミュニケーションスキル研修 ➢30代職員を対象にコミュニケーションスキルの向上を図る研修を実施 キャリアデザイン交流会 ➢25～30歳職員を対象に自身の適性を再確認し、キャリアビジョンの形成を図る研修を実施 ■課内研修の開催・実施状況 ※主な研修の例 スキルアップ研修 ➢保健指導スキルアップ研修 など ■外部研修への参加状況 派遣研修 ➢北海道 6名、北海道後期高齢者医療広域連合 2名、国土交通省 1名、環境省 1名、観光庁 1名、経済産業省 2名、農林水産省 1名、北海道市長会 1名、湯沢市 1名、公益社団法人北海道観光振興機構 1名、独立行政法人国際観光振興機構 1名、北海道大学 1名 個別の業務に関する外部研修 ➢認知症サポーター講座、特定健診関係に係る研修 など ■視察の実施状況 他都市の大規模津波防災総合訓練の視察 ➢和歌山市 水産資源の増養殖事業の参考とするための視察 ➢厚岸町、浜中町、根室市、東神楽町

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■ 取り組みの項目 ➢ 取組状況
(議会及び議員の責務) 第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。	■ 議会だより 質疑一般質問および委員会審査、審議結果などを掲載した議会だよりの発行 ➢ R1年度からの発行実績: 年4回(2月・5月・8月・11月)および臨時号(R3年6月・R5年6月) ■ 議会報告会 「市民にわかりやすい開かれた議会」を目指し、市民と議員が自由に意見交換する場として毎年「議会報告会」を開催。 ➢ R1年度: 実施箇所数 4か所、参加人数計 69人 R2年度: 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を勘案中止 R3年度: 実施箇所数 4か所、参加人数計 91人 R4年度: 実施箇所数 5か所、参加人数計 95人 R5年度: 実施箇所数 5か所、参加人数計 85人 R6年度: 実施箇所数 5か所、参加人数計 39人 ■ その他、議会の取り組み 意見交換会の実施 ➢ Haport(テーマ: 子育てとまちづくり)、報道関係者等(テーマ: 議会だより、議会活動に係る情報発信)、釧路公立大学(テーマ: 議会と地域住民との関係性、議会からの情報発信・市議会の概要説明、議員と学生による座談会)、訪問介護事業所関係者(テーマ: 訪問介護の現状や釧路市の介護人材確保事業)

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第3章

コミュニティ

関係条項	■ 取り組みの項目
	➤ 取組状況
(コミュニティ) 第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めなければならない。	■ 町内会の加入率の推移や取組状況 「釧路市における町内会への加入促進に関する協定」に基づく加入促進の取り組みや、FMラジオ出演を通じた啓発、宅建協会や連合町内会と連携した取り組みを行っている ➤ 町内会加入率(各年度末時点) R1:46.89%、R2:46.11%、R3:44.67%、R4:44.52%、R5:43.75% ➤ 町内会数(各年度末時点) R1:500町内会、R2:496町内会、R3:486町内会、R4:483町内会、R5:474町内会 ➤ 加入者数(各年度末時点) R1:42,878世帯、R2:41,979世帯、R3:40,342世帯、R4:39,938世帯、R5:38,902世帯
	■ コミュニティ・スクールの校数の推移や取組状況 学校と地域が連携・協働し、子どもたちの成長を支えることを目的とした「コミュニティ・スクール」を推進(地域住民や保護者が一定の責任をもって学校運営に参加する仕組み) ➤ R1年度:導入校9校、調査研究校6校、R2年度:導入校12校、調査研究校9校、R3年度:導入校14校、調査研究校12校、R4年度:導入校22校、調査研究校8校、R5年度:導入校26校、調査研究校8校 ・導入校・・・図書室開放や登下校の見守り活動など、家庭・地域・学校が連携し「地域とともにある学校づくり」を推進 ・調査研究校・・・保護者や地域の理解・協力を得ながら、導入に向けた取り組みを推進
2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。	■ 市民アンケート調査(地球温暖化と釧路市の環境に対する重要度と満足度等) R2.5月「第2次釧路市環境基本計画策定に係る市民アンケート結果報告書」より ➤【地球温暖化の進行について】実感している87.1%、実感していない11.4%、無回答1.5%
	■ 事業者アンケート調査(地球温暖化と気候変動による事業活動への影響等) R2.5月「第2次釧路市環境基本計画策定に係る事業者アンケート結果報告書」より ➤【地球温暖化の進行について】実感している73.9%、実感していない24.4%、無回答1.7% ➤【地球温暖化による気候変動の事業活動への影響】大きな影響がある8.9%、影響がある41.4%、影響はない48.3%、無回答1.4%
	■ 消防団数の推移及び一般市民(市職員を除く)の各団員数 ➤ 令和1年度当初:定数 510名、加入人数 425名(加入率 83.33%) 令和2年度当初:定数 510名、加入人数 421名(加入率 82.54%) 令和3年度当初:定数 510名、加入人数 411名(加入率 80.58%) 令和4年度当初:定数 510名、加入人数 406名(加入率 79.60%) 令和5年度当初:定数 510名、加入人数 396名(加入率 77.64%) 令和6年度当初:定数 510名、加入人数 396名(加入率 77.64%)

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第3章

コミュニティ

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。	■ 町内会への支援状況
	> 町内会が設置している街路灯の維持費補助金(電気料金)、整備費補助金を交付 > 釧路市連合町内会を通して各事業や地区連合町内会の活動、各町内会で行うごみ拾いや春の全市一斉清掃など、環境美化の活動へ補助金を交付
	■ その他、コミュニティ支援への取り組み
	一財) 自治総合センターが行うコミュニティ助成事業について、HPや報道依頼を用いて町内会等へ広く周知 > R2年度、R4年度: 町内会が災害時に一時避難場所となる公園の備品整備に活用 釧路市生涯学習まちづくり出前講座の実施 (市の職員が講師となって、生涯学習やまちづくり活動を支援) > まちづくり出前講座実施回数 令和1年度: 128件 5,027名、令和2年度: 46件 1,613名、令和3年度: 53件 1,754名、令和4年度: 134件 5,784名、令和5年度: 157件 6,593名

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第4章 情報共有

関係条項	■取り組みの項目 ➤取組状況
(情報共有) 第13条 市は、まちづくりに必要な情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。	■広報くしろの発行部数 ➤発行部数 R1年度:月1回発行 毎回83,000部、R2年度:月1回発行 毎回82,800部 R3年度:月1回発行 毎回82,000部、R4年度:月1回発行 毎回82,000部 R5年度:月1回発行 毎回82,000部、R6年度:月1回発行 毎回82,000部
	■FMくしろの活用、及び市民の認知度 ➤毎週月曜日午前10時05分から15分程度、「市役所からこんにちは」というコーナーを設け、市政情報やイベント等について紹介 毎月、最終月曜日は市長が出演し、市の取り組みなどを紹介 ※過去の市長の出演内容については市ホームページに掲載 【市長出演内容 ホームページの閲覧回数】 R1年度:10回、R2年度:13回、R3年度:18回、R4年度:719回、R5年度:1,394回
	■市公式ホームページの活用、及び市民の認知度 ➤R1年度(アクセス総数:6,065,608件) アクセス数上位…①釧路市トップページ(466,050件)、②動物園トップページ(193,808件)、③新型コロナウイルス感染症について(181,843件) ➤R2年度(アクセス総数:9,150,647件) アクセス数上位…①釧路市トップページ(777,005件)、②新型コロナウイルス感染症の発生状況について(733,801件)、③新型コロナウイルス感染症について(621,518件) ➤R3年度(アクセス総数:11,683,678件) アクセス数上位…①釧路市トップページ(1,337,863件)、②新型コロナウイルス感染症(781,337件)、③新型コロナワクチンについて(476,270件) ➤R4年度※9/29ALAYAからTsuNaGoに移行 ALAYA(アクセス総数:5,776,168件) アクセス数上位…①釧路市トップページ(296,980件)、②新型コロナワクチンについて(171,774件)、③釧路市職員の新型コロナウイルス感染について(165,642件) TsuNaGo(アクセス総数:4,210,435件) アクセス数上位…①釧路市トップページ(466,028件)②釧路市動物園トップページ(104,329件)③新型コロナワクチンについて(80,471件) ➤R5年度(アクセス総数:7,638,204件) アクセス数上位…①釧路市トップページ(635,947件)、②釧路市動物園トップページ(191,708件)、③釧路市内ヒグマ出没情報(125,766件)

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第4章 情報共有

関係条項	■取り組みの項目 >取組状況
(情報共有)	■Facebook、YouTube、LINE、X(旧Twitter)等の活用による市民周知、及び市民の認知度・反応 ぐらしの情報(イベント等の周知、注意喚起 など) >釧路市公式Facebook ・期間…令和1年9月1日～令和7年2月17日現在まで ・市公式Facebookページの「いいね！」数…326,011件 ・市公式Facebookページの「フォロー」数…6,796件 ・投稿数…令和1年度:571件、令和2年度:916件、令和3年度:779件、令和4年度:693件、令和5年度:661件 ・釧路市公式Facebookの他15件のアカウントあり ※令和6年度(令和7年2月17日現在):455件 >釧路市公式YouTube ・令和1年9月6日～令和7年2月17日現在まで ・視聴回数:129,306件 ・投稿数…125件 ・釧路市公式YouTubeの他10件のアカウントあり >釧路市LINE公式アカウント 令和4年2月1日:導入(当初担当課:情報システム課) 令和5年4月1日:市民協働推進課へ業務移行 ・友だち数…令和3年度:8,785人、令和4年度:44,612人、令和5年度:64,893人 ※令和6年度(令和7年2月16日現在):67,843人 ・配信数…令和3年度:265回、令和4年度:2,345回、令和5年度:2,298回 ※令和6年度(令和7年2月16日現在):2,106回 >X(旧Twitter) ・5件のアカウントあり ■ふれあいトークの実施状況 及び出された意見に対する対応 等 令和2年度…第一次産業に携わる方との意見交換、令和3年2月25日、3名 令和4年度…市内の高校生等との意見交換、令和4年8月10日、7名 令和5年度…学生や社会人等の若者との意見交換、令和6年1月30日、5名 令和6年度…様々な業種の若者との意見交換、令和7年1月24日、11名 主な意見で取組につながったもの…釧路市公式Instagram開設に向けた検討 ■高等教育機関学生交流イベントの内容、及び参加人数 等 市内の4高等教育機関の学生が交流し、釧路市の魅力などについてディスカッションを行い、学生の視点での課題の発見につなげる 開催年月日:2024(令和6)年12月7日 参加者:北海道教育大学釧路校3名、釧路公立大学4名、釧路工業高等専門学校10名、釧路短期大学6名 ■学校・家庭・地域と共に考える教育懇談会の内容、及び参加人数 等 学校・家庭・地域が連携した取り組みのひとつとして、市民に対しては各種教育計画や事業についての説明を行い、意見・質問をいただいている R1年度:6会場 参加人数147人 「学校と地域とのかかわりについて」 R2年度:1会場 参加人数13人 「子どもたちの健全育成に向けた域校連携の取組について」 R3年度:1会場 参加人数15人 「子どもたちが本に親しむ環境づくり」 R4年度:6会場 参加人数109人 「釧路市がめざす学校のすがた基本計画」 R5年度:1会場 参加人数10人 「教育を取り巻く諸課題について」 R6年度:1会場 参加人数 8人 「「釧路市がめざす学校のすがた基本計画」の進捗について」

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第4章 情報共有

関係条項	■取り組みの項目 >取組状況
(情報共有)	■住民説明会の内容、及び参加人数 等 制度等周知に関すること >津波対策についての住民説明会、「支所のあり方」に関する住民説明会、釧路市営住宅の解体にかかる住民説明会、音別跨線橋掛替工事に係る住民説明会、認定こども園阿寒幼稚園の概要及び仁々志別保育所廃止にかかる説明会、釧路都心部まちづくり計画にかかる住民説明会、釧路市がめざす学校のすがた基本計画策定に向けた説明及び同計画策定後の周知 市民意見を聴取したもの >釧路圏都市計画道路の変更に係る住民説明会、釧路圏都市計画の変更に係る住民説明会、地区除雪連絡協議会、地域住民が求める公園施設等の要望を取り入れるための新規公園整備に関する住民説明会、釧路市がめざす学校のすがた基本計画に記載の「学校選択制」の検討についての意見交換

■その他、市民への情報提供の取り組み

各種情報、制度周知、注意喚起など

>各種統計調査結果、各種統計データや市議会へ提出した議案等の市ホームページへの掲載、市政情報コーナー等での公表、広報くしろによる周知を行っている

災害情報等の提供

>断水時等の広報車による周知、対象世帯へのチラシの配布、報道機関への情報提供、広報くしろや釧路市LINEによる水道凍結への注意喚起等
 >市HPやLINE等を活用した気象警報などの災害情報を発信

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第4章 情報共有

関係条項	■ 取り組みの項目
	➤ 取組状況
(個人情報保護) 第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	■ 釧路市個人情報保護条例に該当する事例 ➤ 開示請求件数 ・R1年度:90件(開示72件、部分開示1件、不存在18件、取り下げ0件)※一部複数決定あり、主な請求内容:診療関係・印鑑証明、戸籍謄本等各種証明書発行状況・火災調査書など ・R2年度:68件(開示50件、部分開示3件、不存在16件、取り下げ0件)※一部複数決定あり、主な請求内容:診療関係・印鑑証明、戸籍謄本等各種証明書発行状況・救急活動記録票など ・R3年度:77件(開示62件、部分開示7件、不存在8件、取り下げ0件)、主な請求内容:診療関係・印鑑証明、戸籍謄本等各種証明書発行状況職員採用試験結果・介護認定審査会資料等関係 ・R4年度:72件(開示63件、部分開示4件、不存在5件、取り下げ0件)、主な請求内容:・診療関係・印鑑証明、戸籍謄本等各種証明書発行状況・救急活動記録票 ・R5年度:129件(開示80件、部分開示18件、不開示1件、不存在33件、取り下げ0件)※一部複数決定あり、主な請求内容:・診療関係・印鑑証明、戸籍謄本等各種証明書発行状況・施行管理台帳に添付された作業員名簿 ※令和5年3月31日までは「釧路市個人情報保護条例」が適用されていたが、個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」)の改正に伴い、令和5年4月1日から保護法が直接適用

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(市民参加) 第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。	■ 地域協議会の実施 ・市政への住民意思の反映及び市民協働の推進による市民の一体感の醸成を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として地域協議会(以下「協議会」という。)を釧路市、阿寒町、音別町の合併時より設け、市政運営にあたり幅広い意見をいただいている > 2019(令和1)年度(釧路地域協議会⇒3回開催、阿寒地域協議会⇒3回開催、音別地域協議会⇒3回開催) 令和2年度予算についての意見交換 第2期釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略について 都市再生整備計画事業の事後評価について > 2020(令和2)年度(釧路地域協議会⇒3回開催、阿寒地域協議会⇒2回開催、音別地域協議会⇒4回開催、釧路・阿寒・音別地域協議会合同会議⇒1回開催) 令和3年度予算についての意見交換 釧路市地域協議会条例の改正について 新市建設計画の変更について 地域協議会の今後のあり方について > 2021(令和3)年度(釧路地域協議会⇒2回開催、阿寒地域協議会⇒3回開催、音別地域協議会⇒4回開催) 令和4年度予算編成についての意見交換 釧路市過疎地域持続的発展市町村計画について 市民意見提出手続の実施状況について > 2022(令和4年度)(釧路地域協議会⇒3回開催、阿寒地域協議会⇒3回開催、音別地域協議会⇒4回開催) 令和5年度予算についての意見交換 市民意見提出手続の実施状況について くしろ100年事業「阿寒湖周辺スタディートリップ」について > 2023(令和5年度)(釧路地域協議会⇒2回開催、阿寒地域協議会⇒3回開催、音別地域協議会⇒4回開催) 令和6年度予算についての意見交換 市民意見提出手続の実施状況について ■ 各種審議会の委員構成等調査による市民の参加状況について 審議会等を所管する担当部署では、指針を踏まえ、幅広い層の委員の登用に努めている > R1年度 附属機関・専門委員会数 83件 定数1,458人中委嘱1,248人 内市民1,047名(内 公募委員23名)、割合(市民/定数)71.8% 割合(市民/委嘱数)83.9% > R2年度 附属機関・専門委員会数 84件 定数1,463人中委嘱1,247人 内市民1,046名(内 公募委員23名)、割合(市民/定数)71.5% 割合(市民/委嘱数)83.9% > R3年度 附属機関・専門委員会数 81件 定数1,378人中委嘱1,128人 内市民958名(内 公募委員21名)、割合(市民/定数)69.5% 割合(市民/委嘱数)84.9% > R4年度 附属機関・専門委員会数 95件 定数1,500人中委嘱1,408人 内市民1,190名(内 公募委員20名)、割合(市民/定数)79.3% 割合(市民/委嘱数)84.5% > R5年度 附属機関・専門委員会数 93件 定数1,484人中委嘱1,390人 内市民1,169名(内 公募委員26名)、割合(市民/定数)78.8% 割合(市民/委嘱数)84.1% > R6年度 附属機関・専門委員会数 101件 定数1,684人中委嘱1,525人 内市民1,310名(内 公募委員37名)、割合(市民/定数)77.8% 割合(市民/委嘱数)85.9%

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■取り組みの項目 >取組状況
(市民参加)	■輝くまちづくり交付金の実施状況 及びその成果 等 ・市民と行政が協働、連携して公益的な事業を実施することで、地域やまちの課題を共有し、課題解決を通じて地域の活性化を図ることを目的とし、交付金制度を設けており、交付金の採択にあたっては、審査委員に民間事業者等に参画してもらう等している >令和1年度 申請団体数10 採択団体数9 予算額3,000千円 交付額合計2,050千円 >令和2年度 ※事業中止 >令和3年度 申請団体数9 採択団体数9 予算額3,000千円 交付額合計約2,437千円 >令和4年度 申請団体数11 採択団体数11 予算額3,000千円 交付額合計約2,512千円 >令和5年度 申請団体数20 採択団体数14 予算額3,000千円 交付額合計約2,994千円 >令和6年度 申請団体数16 採択団体数14 予算額3,000千円 交付額合計約2,388千円 ■市政懇談会の実施状況 及び市民からの意見に対する対応 等 市政の情報提供、市民との意見交換を行った >令和2年度(8月) 3会場 72人 ※コロナウイルス感染症拡大による縮小開催 >令和3年度 中止 ※コロナウイルス感染症拡大による中止 >令和4年度(6、7月) 7会場 103人 >令和5年度(7月) 7会場 105人 >令和6年度(7月) 7会場 109人 ※主な意見で取り組みにつながったものは、大楽毛地区の津波避難困難地区解消に向けた取り組みと中心市街地の廃ビル問題の解消に向けた取り組み ■学校・家庭・地域と共に考える教育懇談会の内容、及び参加人数 等【再掲】 学校・家庭・地域が連携した取り組みのひとつとして、市民に対しては各種教育計画や事業についての説明を行い、意見・質問をいただいている R1年度:6会場 参加人数147人 「「学校と地域とのかかわりについて」 R2年度:1会場 参加人数13人 「子どもたちの健全育成に向けた域校連携の取組について」 R3年度:1会場 参加人数15人 「子どもたちが本に親しむ環境づくり」 R4年度:6会場 参加人数109人 「鉏路市がめざす学校のすがた基本計画」 R5年度:1会場 参加人数10人 「教育を取り巻く諸課題について」 R6年度:1会場 参加人数 8人 「「鉏路市がめざす学校のすがた基本計画」の進捗について」 ■ふれあいトークの実施状況 及び出された意見に対する対応 等【再掲】 令和2年度…第一次産業に携わる方との意見交換、令和3年2月25日、3名 令和4年度…市内の高校生等との意見交換、令和4年8月10日、7名 令和5年度…学生や社会人等の若者との意見交換、令和6年1月30日、5名 令和6年度…様々な業種の若者との意見交換、令和7年1月24日、11名 主な意見で取組につながったもの…鉏路市公式Instagram開設に向けた検討

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■取り組みの項目 > 取組状況
(市民参加)	■ボランティアを活用した制度の内容 及びその実績 釧路市交通安全指導員会:全市的・地域イベントにおける、一般歩行者に対する安全確保、幼児・学童の登下校(園)及び老人等に対する安全な通行の保護・誘導、自転車の安全な交通指導、交通安全運動行事の参加及び交通安全思想の普及等 > R1年度:交通安全指導員160人、女性部会員88人、R2年度:交通安全指導員157人、女性部会員80人、R3年度:交通安全指導員157人、女性部会員84人、R4年度:交通安全指導員171人、女性部会員78人、R5年度:交通安全指導員176人、女性部会員73人、R6年度:交通安全指導員160人、女性部会員63人 公園里親制度:ボランティア活動を行う個人・団体を「公園里親」として地域の公園の草刈りや清掃など維持管理に協力していただく制度 > R1年度 公園数36箇所、里親(団体)数35団体、活動人数827人 R2年度 公園数37箇所、里親(団体)数36団体、活動人数841人 R3年度 公園数35箇所、里親(団体)数34団体、活動人数776人 R4年度 公園数33箇所、里親(団体)数32団体、活動人数742人 R5年度 公園数33箇所、里親(団体)数32団体、活動人数721人 R6年度 公園数34箇所、里親(団体)数33団体、活動人数680人 音別駅周辺国道38号線沿いの花壇整備 > R1年度 延べ7回、220人参加、国道沿い歩道植樹帯への花植え、清掃活動実施 R2年度 延べ6回、135人参加、国道沿い歩道植樹帯への花植え、清掃活動実施 R3年度 延べ7回、228人参加、国道沿い歩道植樹帯への花植え、清掃活動実施 R4年度 延べ7回、220人参加、国道沿い歩道植樹帯への花植え、清掃活動実施 R5年度 延べ7回、215人参加、国道沿い歩道植樹帯への花植え、清掃活動実施 R6年度 延べ7回、210人参加、国道沿い歩道植樹帯への花植え、清掃活動実施 「学校支援ボランティア」「教育支援ボランティア」:ボランティア登録により、学校の教育活動に地域の教育力を導入し、地域をあげて子どもたちの健全育成を図る > 登録者数:R1年度820名 R2年度620名 R3年度659名 R4年度636名 R5年度683名 釧路市音訳の会「ともしび」:視聴覚障がい者のための録音図書の作成 > 声の図書保有数 R1年度4,601冊、R2年度4,697冊、R3年度4,773冊、R4年度4,841冊、R5年度4,900冊 釧路市点訳奉仕「はなあかり会」:視覚障がい者のための点字図書の作成 > 点字図書保有数 R1年度9,263冊、R2年度9,882冊、R3年度10,457冊、R4年度11,089冊、R5年度11,686冊 釧路要約筆記サークル「あかり」:中途難失聴者への意思疎通支援(要約筆記) > 要約筆記者派遣事業 R1年度84件、R2年度10件、R3年度12件、R4年度30件、R5年度53件 釧路手話の会:聴覚障がい者への意思疎通支援(手話) > 手話通訳派遣事業 R1年度1,023件、R2年度795件、R3年度726件、R4年度929件、R5年度741件
(協働) 第17条 市は、協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、協働の実効性を高めるよう努めなければならない。	■協働によるまちづくりを推進するための施策、及びその実施状況 RINK釧路まちづくりラボ:都心部で活動する民間プレイヤーや大学生などで構成され、都心部のにぎわいをつくるために使い手の視点から公共空間の利活用等について検討を進める組織 > 令和2～4年度 RINK釧路まちづくりラボを計11回開催 > 令和4～6年度 学生団体くしらが「くしらがと行く!北大通まち歩きイベント」を計7回開催、市も開催に協力 > 令和5年度 市民ワークショップを計6回開催 > 令和6年度 事前検討を計2回開催し、事前検討を踏まえ実行委員が主催、市が共催で10/27にまちなかstyleprojectを開催

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目 ➢ 取組状況
(協働)	おたっしやサービス(新総合事業の通所型サービスB) ・地域住民やボランティア等が中心となり、運動や認知症予防の取り組みを行う、週に1回の通いの場、また、ご近所ボランティアを育成し、おたっしやサービス運営に関わっていただく ➢登録団体 R6年度(2月末):22団体、28箇所 ➢主な活動内容 軽体操、脳活性化トレーニング 等 ■コミュニティ・スクールの校数の推移や取組状況【再掲】 学校と地域が連携・協働し、子どもたちの成長を支えることを目的とした「コミュニティ・スクール」を推進(地域住民や保護者が一定の責任をもって学校運営に参加する仕組み) ➢R1年度:導入校9校、調査研究校6校、R2年度:導入校12校、調査研究校9校、R3年度:導入校14校、調査研究校12校、R4年度:導入校22校、調査研究校8校、R5年度:導入校26校、調査研究校8校 ・導入校・・・図書室開放や登下校の見守り活動など、家庭・地域・学校が連携し「地域とともにある学校づくり」を推進 ・調査研究校・・・保護者や地域の理解・協力を得ながら、導入に向けた取り組みを推進
(子どものまちづくりへの参加) 第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する機会を確保するよう努めなければならない。	■小学生が関わる取り組み 防災講座(1日防災学校、防災体験学習等) ➢R5年度 光陽小学校 239名参加 段ボールベッド組立体験、煙体験、避難所運営ゲーム 東雲小学校 96名参加 段ボールベッド組立体験、避難所体験、防災かるた 芦野小学校 337名参加 避難所運営体験、煙体験、防災かるた等 ➢R6年度 鳥取小学校 277人 避難訓練、段ボールベッド組立体験、非常食試食、防災かるた 共栄小学校 263人 避難訓練、段ボールベッド組立体験、煙体験、防災かるた等 釧路小学校 258人 避難所体験、煙体験、Doはぐ等 ※上記以外の小学校でも防災講座実施 「釧路おさかな教室」の開催 ➢R1年度:15件369名参加 ➢R2年度:15件414名参加 ➢R3年度:17件492名参加 ➢R4年度:9件253名参加 ➢R5年度:16件363名参加 ➢R6年度:19件524名参加 子どもたちの読書意欲を高めることを目的に、「学校ブックフェスティバル」を開催 ➢参加校数 令和1年度:10校、令和2年度:3校、令和3年度:4校、令和4年度:4校、令和5年度:4校(義務教育学校前期課程含む)、令和6年度:7校 「手話等普及啓発推進事業」:聴覚障がい者も安心・安全に暮らせるまちづくりを目指し、市民向けの手話講座を実施(小学生向け) ➢R1年度 22人、R2、3は新型コロナウイルス感染防止のため中止、R4年度 15人、R5年度 12人、R6年度 14人、R6年度 朝陽小学校にて開催 23人 ※こども向け手話テキスト「手と手をつなぐ手話commuさぼ〜とこどもブック」の活用

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(子どものまちづくりへの参加)	■ 中学生が関わる取り組み
	防災講座(1日防災学校、防災体験学習等) > R5年度 青陵中学校 420人 防災講話 美原中学校 232人 防災講話 鳥取中学校 191人 防災講話 > R6年度 青陵中学校 377人 防災講話 ※上記以外の中学校でも防災講座実施
	「釧路おさかな教室」の開催 > R1年度: 8件232名参加 > R2年度: 4件100名参加 > R4年度: 3件 69名参加 > R6年度: 3件 59名参加
	子どもたちの読書意欲を高めることを目的に、「学校ブックフェスティバル」を開催 > 参加校数 令和1年度:1校、令和2年度:0校、令和3年度:0校、令和4年度:1校、令和5年度:2校(義務教育学校前期課程含む)、令和6年度:0校
	■ 高校生が関わる取り組み
	防災講座等 > R5年度 江南高校 650人 防災講話、段ボールベッド組立体験 商業高校 85人 防災講話、避難所運営体験等 北陽高校 35人 防災講話 > R6年度 江南高校 200人 防災講話、段ボールベッド組立体験 湖陵高校 669人 防災講話、Webハザードマップ操作体験 商業高校 82人 防災講話、避難所運営体験等
	クルーズ船入港時の英語によるガイドボランティア > 令和1年度 標茶高校(3隻に対応)、商業高校(2隻に対応)、明輝高校(1隻に対応)、東高校(1隻に対応) 令和2年度 実施なし 令和3年度 実施なし 令和4年度 実施なし 令和5年度 標茶高校(1隻に対応)、北陽高校(1隻に対応) 令和6年度 明輝高校(1隻に対応)、商業高校(1隻に対応)
	北陽高校との意見交換会 ・地方自治について学ぶ公民科の選択科目(時事問題研究)の授業を選択している釧路北陽高校3年生と、「若い世代の投票率の低下についての改善策」をテーマに意見交換を実施 > 令和5年10月12日 生徒参加数34名 敬老大会へのボランティア参加 > 参加者数R1:11人、R5:10人、R6:10人

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目 ➢ 取組状況
(男女平等参画) 第19条 市民及び市は、まちづくりに関して男女平等参画を推進するよう努めなければならない。	■ 男女平等参画センターの活動状況 ➢ 令和1年度 利用者数8,958名、主な取り組み「男女共同参画週間セミナー、女性活躍と働き方改革セミナー、女性のための再就職支援セミナー」 ➢ 令和2年度 利用者数3,751名、主な取り組み「男女共同参画週間セミナー、女性視点の防災セミナー、LGBT啓発セミナー、女性のモチベーション向上術セミナー」 ➢ 令和3年度 利用者数4,655名、主な取り組み「男女共同参画週間セミナー、あんぜんパワーアップ講座、くしろ家のパパごはんレシピコンテスト、介護予防のキホンセミナー」 ➢ 令和4年度 利用者数5,631名、主な取り組み「男女共同参画週間セミナー、遺言相続・成年後見制度セミナー、性教育講座」 ➢ 令和5年度 利用者数6,794名、主な取り組み「男女共同参画週間セミナー、健康のために学ぶ入浴セミナー、成年後見制度セミナー、パパ's絵本ライブ」 ※交流事業としてふらっとフェスタを年1回開催 ■ くしろ男女いきいき参画表彰 ➢ 令和1年度 一般社団法人 音別ふき露団、サーセンキョ！ ➢ 令和2年度 まりも倶楽部、釧路いのちを大切に作る会 ➢ 令和3年度 釧路の子育て応援情報Haport、釧路地区障害老人を支える会(たんぽぽの会) ➢ 令和4年度 Becotto(ベコット)、太平洋設備株式会社 ➢ 令和5年度 くしろ不登校の子とくらす親の会 くるむ、板明子 ➢ 令和6年度 いちりんネットワーク、平野直美 ■ 男女平等参画に関する企業への意識調査 ➢ 令和4年10月に「男女平等に関する市民の意識調査」を実施、翌年3月に報告書作成 ■ 各種審議会等における女性委員の登用率 ➢ 令和1年度35.0%、令和2年度34.3%、令和3年度35.4%、令和4年度36.7%、令和5年度38.2%、令和6年度36.1% ※職位指定している委員を除いた登用率
(危機管理) 第20条 市民及び市は、災害その他非常の事態の発生時において、協働により迅速かつ適切に対処することができる態勢の確立に努めなければならない。	■ BCPの策定状況、及びその取り組み 釧路市役所業務継続計画(釧路市役所BCP)【地震編】 ➢ 非常時優先業務(応急対策業務+優先度の高い通常業務)を選定し、大規模災害時に優先的に実施する業務を時系列で絞り込んでいる。 ・3時間以内 初動体制の確立、被災状況の把握、緊急避難場所の開設準備、医療救護体制の準備 ・24時間以内 被災状況の把握、緊急避難場所の開設と運営、医療救護体制の確立、災害協定に基づく応援要請、ボランティアセンターの設置検討、重大な行事の手続き ・3日以内 市民相談窓口の開設、長期避難者用避難所と福祉避難所の開設と運営、所管施設等の応援措置、電算システムの回復 ・2週間以内 復旧・復興に係る業務の本格化(生活再建・住宅確保等)、窓口行政機能の回復 ・1ヶ月以内 その他の行政機能の回復 ■ 災害時の他自治体・民間等の協定など ➢ 協定数59、締結団体数232(うち民間102団体、公共130団体)

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目
	➤ 取組状況
(危機管理)	■ ハザードマップの作成、周知
	➤ 令和3年度 釧路市Webハザードマップ運用開始(都度更新) ➤ 令和4年度 阿寒川(上流域)・舌辛川洪水ハザードマップを作成 ➤ 令和5年度 音別川洪水ハザードマップを作成
	■ 強靱化計画に基づく取り組み
	* 釧路市強靱化計画及び国土強靱化計画に基づく強靱化に向けた取り組み 避難行動要支援者避難支援事業(2017年～) 災害時において、自力で避難することが困難で、避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)に対して、町内会を中心に地域の方々が連携し、日頃の見守り活動や災害時の避難支援の取り組みを行うことで、住み慣れた地域において、安全に安心して生活することができる地域社会づくりをすすめる ➤ 避難行動要支援者数(R6.12.1現在) 1,904名 ・R1年度 事業参加町内会数 14、個別計画作成数 8名(3町内会) ・R2年度 事業参加町内会数 16、個別計画作成数 8名(2町内会) ・R3年度 事業参加町内会数 18、個別計画作成数 17名(6町内会) ・R4年度 事業参加町内会数 18、個別計画作成数 16名(6町内会) ・R5年度 事業参加町内会数 20、個別計画作成数 15名(5町内会) ・R6年度 事業参加町内会数 20、個別計画作成数 14名(5町内会)
	■ 防災訓練の取り組み、及び市民の参加状況
	市防災総合訓練及び各市有施設の防災訓練等の取り組みに、市民の参加がみられる ➤ 防災総合訓練など ・令和1年度 R01.08 釧路市防災総合訓練(釧路地区) 50機関 1,089名 R01.08 釧路市防災総合訓練(阿寒地区) 5機関 124名 R01.09 釧路市防災総合訓練(音別地区) 15機関 279名 R01.10 釧路市洪水避難訓練 13機関 140名 R02.02 釧路市津波(厳冬期)訓練 5機関 72名 ・令和2年度 R02.10 阿寒川洪水(大津波)避難訓練 14機関 911名 ・令和3年度 R03.10 釧路市津波避難訓練 18機関 200名 ・令和4年度 R04.09 釧路市防災総合訓練(釧路地区) 52機関 800名 R04.11 釧路市防災総合訓練(阿寒地区) 10機関 150名 R04.09 釧路市防災総合訓練(音別地区) 15機関 200名 R05.02 釧路市冬季防災訓練 19機関 250名 ・令和5年度 R05.08 釧路市阿寒町防災(洪水対応)訓練 9機関 93名 R05.09 釧路市防災総合訓練(釧路地区) 51機関 831名 R05.10 釧路市防災総合訓練(音別地区) 15機関 225名 R05.10 雌阿寒岳火山噴火総合防災訓練 54機関 168名 R06.02 釧路市冬季防災訓練 17機関 320名 ・令和6年度 R06.07 釧路市防災総合訓練(音別地区) 6機関 101名 R06.08 阿寒町防災(洪水対応)訓練 10機関 139名 R06.09 釧路市防災総合訓練(釧路地区) 51機関 800名 R06.11 阿寒町防災(火山対応)訓練 5機関 17名 R07.02 釧路市冬季防災訓練 19機関 251名

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■取り組みの項目
(危機管理)	➤取組状況 ➤各小有施設における防災訓練など 【児童館】火災、震災、その他の災害の予防、人命の安全並びに災害の防止を図ること等を目的に、主に放課後児童クラブの児童を対象に毎月全22施設にて実施 【公立保育施設】火災、震災、その他災害の予防、人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的に実施。毎年度、避難訓練の年間計画に基づき実施 【児童発達支援センター】地震、火災を想定した避難訓練を実施 【市営住宅】通報、消火、避難訓練等の実施 ・令和1年度 10回 33棟 147名の参加 ・令和2年度 16回 62棟 139名の参加 ・令和3年度 22回 84棟 264名の参加 ・令和4年度 15回 54棟 112名の参加 ・令和5年度 29回 149棟 331名の参加 【市立釧路総合病院】 ・総合訓練、防災訓練を実施
(市民意見提出手続) 第22条 市長等は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等(以下「政策策定等」という。)に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市長等の考え方を公表しなければならない。	■パブリックコメントの実施状況、及び市民意見への対応状況 ➤R1年度 実施件数:14件(意見数6件) 【主な意見の内訳】 ①釧路市市民活動センター条例施行規則の一部改正について:2件 ②釧路市富士見球場条例を廃止する条例及び釧路市富士見球場条例施行規則の廃止について:2件 ③釧路市共栄ふれあいセンター条例及び釧路市共栄ふれあいセンター条例施行規則の制定、並びに釧路市地区会館条例及び釧路市地区会館条例施行規則、釧路市児童館条例の一部改正について:1件 ④保育所等の利用者選考にかかわる「保育の優先利用基準」の見直しについて:1件 ➤R2年度 実施件数:17件(意見数:229件) 【主な意見の内訳】 ①釧路市乳幼児等医療費助成条例等の一部改正について:1件 ②釧路市鳥獣被害防止計画(2019年度～2021年度)の変更について:1件 ③釧路定住自立圏共生ビジョンの策定について:1件 ➤R3年度 実施件数:15件(意見数66件) 【主な意見の内訳】 ①釧路ユース・ホステルの廃止に伴う条例等の廃止についての御意見を募集します:2件 ②釧路市過疎地域持続的発展市町村計画(素案)について:1件 ③釧路市耐震改修促進計画(第3期)素案について:1件 ➤R4年度 実施件数:19件(意見数1,679件) 【主な意見の内訳】 ①釧路市阿寒町サイクリングターミナル・丹頂の里保養センター条例等の一部改正について:1件 ②保育所等の利用者選考に係る「保育の優先利用基準」の見直しについて:1件 ③春採支所、桜ヶ岡支所、大楽毛支所及び鳥取支所分室の廃止並びに鳥取支所における収納業務の廃止に伴う釧路支所設置条例等の一部改正等について:1,599件 ➤R5年度 実施件数:18件(意見数37件) 【主な意見の内訳】 ①第2次釧路市環境基本計画改訂版素案:8件 ②第9期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「いきいき健やか安心プラン2024～2026」(素案):1件 ③釧路市障がい福祉計画・釧路市障がい児福祉計画(2024年度～2026年度)素案:2件 ➤R6年度 実施件数:16件(意見数13件) 【主な意見の内訳】 ①内科・小児科に係る初期救急医療の集約化に伴う釧路市夜間急病センター条例等の一部改正について:3件 ②釧路市宿泊税条例の制定:1件 ③釧路港将来ビジョン(素案):9件

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(基本構想等) 第23条 市長は、基本構想等を策定するものとする。	■ 「釧路市まちづくり基本構想」の策定 2011(平成23)年の地方自治法の改正に伴い、「基本構想」策定の義務付けが廃止され、市町村の判断に委ねられたが、釧路市は本規定に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために、中長期の視点を持った「釧路市まちづくり基本構想(以下、基本構想)」を2018(平成30)年3月に策定 ■ 「釧路市まちづくり基本構想」周知の活動 釧路市生涯学習まちづくり出前講座等により、基本構想の理念や概要を周知 > 生涯学習まちづくり出前講座 ・釧路市立清明小学校 R4年5月20日 65人参加 ・北海道釧路明輝高等学校 R4年10月14日 9人参加 ・釧路湿原シニア大学大学院 R5年6月14日 65人参加 ・釧路湿原シニア大学 R5年11月7日 40人参加
3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。	■ 中期実施計画の策定及び公表 基本構想における分野別施策を推進するために、中期的(3か年)な事業の見通しを立て実施するために「中期実施計画」を毎年度策定し公表 > 令和1年度「第3次中期実施計画(2020年度～2022年度)」策定 > 令和2年度「第4次中期実施計画(2021年度～2023年度)」策定 > 令和3年度「第5次中期実施計画(2022年度～2024年度)」策定 > 令和4年度「第6次中期実施計画(2023年度～2025年度)」策定 > 令和5年度「第7次中期実施計画(2024年度～2026年度)」策定 > 令和6年度「第8次中期実施計画(2025年度～2027年度)」策定
(財政運営) 第24条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。	■ 財政健全化推進プランの継続実施 財政の経常的な収支不足を解消するとともに、釧路市土地開発公社および株式会社釧路振興公社の抱える多額の負債を整理し、将来的な市の財政に与える大きな不安を解消するため、「釧路市財政健全化推進プラン」を策定し、平成23年度から令和8年度までの16年間実施 > 本プランは、計画期間当初の平成23年度から27年度の5年間を集中取組期間と位置づけ、事務事業の見直しなどの健全化対策を実施することにより、その効果を後年次にわたり波及させていく仕組みとしている > 集中取組期間では、各種の見直しを行った結果、目標を上回る効果を達成し、その後も、負債の整理のために借り入れた三セク債の償還や収支不足の解消が進み、基金を積み重ねることができるようになった (集中取組期間の目標額:7,542百万円、実績額:8,048百万円)
3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を市民に分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。	■ 当初予算(案)の概要の策定・公表 次年度予算について、政策的な予算(案)の概要を一覧で作成し、議会、予算に関する記者会見、市ホームページ等で公表 > 掲載内容 ・釧路市各課会計予算総括表(一般会計、特別会計、企業会計の当初予算額の総額と、当年度予算と次年度予算の増減比較) ・市税・地方交付税内訳表 ・釧路市まちづくり基本構想における主要施策にもとづく政策的な予算事業の概要と予算額

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(財政運営)	■ 当初予算案のポイントの策定・公表 市の政策的テーマに基づいて編成した次年度の政策的な事業予算を、写真や図等をパワーポイント形式で作成し、記者会見や市ホームページ等で公表 > 当初予算案のポイントと政策的テーマ ・令和1年度「釧路市まちづくり基本構想に掲げる「域内連関」の考え方に資する取り組み」 ・令和2年度「まちづくり基本構想の3点の重点戦略に資する取り組み」 ① 地元企業の振興と地域経済を担う人材の確保 ② 地域資源を活かした世界一級の観光地域づくり ③ 学力向上と幅広い連携による子どもたちの可能性の拡大 ④ コンパクト・プラス・ネットワークを基本とする持続可能なまちづくり ⑤ 「強靱化」「防災」の考え方を取り入れた地域社会の構築 ・令和3年度「新型コロナウイルス感染症の影響からの回復～地域経済の活性化と雇用の確保、未来を担う人材育成～」 ① 地元企業の振興と地域経済を担う人材の確保 ② 学力向上と幅広い連携による子どもたちの可能性の拡大 ③ 「強靱化」「防災」の考え方を取り入れた地域社会の構築 ・令和4年度「まちづくり基本構想の3点の重点戦略に資する取り組み」 ① アフターコロナの働き方を見据えた環境整備 ② 地域経済を支えるまちづくり ③ 誰もが住みやすさを実感するまちづくり ・令和5年度「まちづくり基本構想の重点戦略に合致する取り組み、変化する社会情勢に対応する取り組み、将来を見通せるまちづくりに寄与する取り組み」 ・令和6年度「まちづくり基本構想の重点戦略に合致する取り組み、変化する社会情勢に対応する取り組み、将来を見通せるまちづくりに寄与する取り組み」 ・令和7年度「まちづくり基本構想の3点の重点戦略に資する取り組み」
(行政評価) 第26条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。	■ 主要施策成果報告書の作成・公表 行政評価の対象事業を前年度の主要事業(主に政策的な予算事業)として、庁内各課で決算時に行政評価を実施し、それらを取りまとめた「主要施策成果報告書」を作成し、地方自治法第233条第5項に基づく「当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類」として、例年9月定例市議会へ提出し、併せて市ホームページにて公開 > 各年度の「主要施策成果報告書」記載事業の評価数 令和2年度 「令和元年度主要施策成果報告書」 作成、9月定例市議会へ提出 拡充:9 維持継続:174 スクラップアンドビルド:1 縮小:1 終了:17 廃止:0 計202事業 令和3年度 「令和2年度主要施策成果報告書」 作成、9月定例市議会へ提出 拡充:9 維持継続:171 スクラップアンドビルド:1 縮小:1 終了:15 廃止:0 計197事業 令和4年度 「令和3年度主要施策成果報告書」 作成、9月定例市議会へ提出 拡充:9 維持継続:172 スクラップアンドビルド:4 縮小:2 終了:4 廃止:0 計191事業 令和5年度 「令和4年度主要施策成果報告書」 作成、9月定例市議会へ提出 拡充:20 維持継続:166 スクラップアンドビルド:0 縮小:1 終了:10 廃止:0 計197事業 令和6年度 「令和5年度主要施策成果報告書」 作成、9月定例市議会へ提出 拡充:31 維持継続:172 スクラップアンドビルド:0 縮小:2 終了:8 廃止:0 計213事業

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■取り組みの項目 >取組状況
(行政評価)	■水道ビジョン(経営計画)及び下水道ビジョン(経営計画)事業評価報告書の作成・公表 (前ビジョン) 平成24年度から令和3年度までの10か年を計画期間とし、基本理念である、水道「未来を支え続ける安全で安定した信頼される水道」、下水道「豊かな環境となる持続可能な下水道の創造」を実現させるため、それらの実施計画である、「釧路市水道経営計画」、「釧路市下水道経営計画」について、毎年度の事業実施後、当該年度の事業評価を行い、次年度以降の実施計画に反映させ、事業評価を取りまとめたものを「事業評価報告書」として例年9月市議会へ提出し、併せて市ホームページにて公開 >各年度のビジョン事業評価報告書における目標指針数と達成数(目標指針達成数/目標指針数) ・R2年度 「平成31年度水道・下水道各ビジョン事業評価報告書」 【水道】 達成数29/指針数33 【下水道】 達成数24/指針数29 ・R3年度 「令和2年度水道・下水道各ビジョン事業評価報告書」 【水道】 達成数30/指針数33 【下水道】 達成数26/指針数29 ・R4年度 「令和3年度水道・下水道各ビジョン事業評価報告書」 【水道】 達成数29/指針数33 【下水道】 達成数25/指針数29 (現ビジョン) 令和4年度から令和13年度までの10か年を計画期間とし、基本理念である、水道「次世代へつなぐ安全・強靱な信頼される水道」、下水道「次世代へつなぐ持続可能な水循環をささえる下水道」を実現させるため、それらの実施計画である、「釧路市水道経営計画」、「釧路市下水道経営計画」について、毎年度の事業実施後、当該年度の事業評価を行い、次年度以降の実施計画に反映させ、事業評価を取りまとめたものを「事業評価報告書」として例年9月市議会へ提出し、併せて市ホームページにて公開 >各年度のビジョン事業評価報告書における目標指針数と達成数(目標指針達成数/目標指針数) ・R5年度 「令和4年度水道・下水道各ビジョン事業評価報告書」 【水道】 達成数27/指針数28 【下水道】 達成数22/指針数23 ・R6年度 「令和5年度水道・下水道各ビジョン事業評価報告書」 【水道】 達成数26/指針数28 【下水道】 達成数21/指針数23 >例年9月定例市議会へ提出し、質疑にて活用されている
2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民による評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。	■主要施策成果報告書の審査 市議会へ主要施策成果報告書を提出し、市ホームページにおいても公表 ■水道ビジョン(経営計画)・下水道ビジョン(経営計画)事業評価報告書の審査 市議会へ水道ビジョン(経営計画)及び下水道ビジョン(経営計画)事業評価報告書を提出し、市ホームページにおいても公表。また、市上下水道事業審議会においても報告
(行政手続) 第27条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。	■行政処分、指導等の実施状況 関係法令等に基づき、行政処分、指導、及び代執行については適正に実施し、その件数等について公開し、問い合わせ等にも適切に対応を実施 >普通河川管理条例違反に対する指導・行政処分 ・R5年度1件、R6年度1件 >空家等対策の推進に関する特別措置法第22条1項による指導 ・R1年度8件、R2年度5件、R3年度4件、R4年度2件、R5年度6件、R6年度2件 >消防法に基づく文書指導及び口頭指導合計数 ・R1年度1,732件、R2年度1,544件、R3年度1,442件、R4年度1,389件、R5年度1,269件

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(国及び他の自治体との連携) 第28条 市長等は、まちづくりに関し、国及び北海道と本市との関係が対等であるという認識の下、それぞれの役割分担を踏まえ、連携及び協力に努めなければならない。	■ 釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイにおける取り組み シーニックバイウェイへの支援に対する方針や取組状況について、北海道開発局と情報を共有し、ルート運営活動計画の推進・支援を実施 > 年に1回開催されているルート運営行政連絡会議及びルート総会に参加 ■ 国立公園満喫プロジェクトにおける取り組み 阿寒摩周国立公園が、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に、地域関係者が連携・協力して、訪日外国人を惹きつける取り組みを環境省と連携して計画的、集中的に実施 > 阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト地域協議会に参画し、ステップアッププログラム2025を策定(R3.2) > 同プログラムに基づき、ATの推進、利用拠点の再生、トレイルネットワークの形成、自然の付加価値を高める新たな利活用について、国、道、民間事業者等と連携して推進 等
2 市長等は、行政運営を効果的かつ効率的に行い、及び行政課題に的確に対応するため、近隣自治体その他の国内外の自治体との交流、連携及び協力に努めなければならない。	■ 定住自立圏構想における取り組み 釧路市を中心市として、周辺町村である釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町が、互いの役割分担の中で、定住に向けた機能の充実や地域の魅力向上に努め、圏域からの人口流出を食い止め、圏域内への人の流れが創出され、圏域の活性化と安定的かつ持続的な発展をつくりあげていく取り組みを市町村間の協定に基づき実施 > 生活機能の強化に係る政策分野の取り組み(計14) ・初期救急医療体制の充実、広域救急医療体制の充実、子育て支援センターの相互利用に関する連携、保育所の広域入所に関する連携、病児保育事業、学校適応指導に関する連携、スポーツ施設の相互利用に関する連携、各種スポーツ大会等の誘致に関する連携、地場産品のPRや産業振興に関する連携、企業誘致に関する連携、広域観光に関する連携、一般廃棄物の処理等に関する連携、消費生活相談等に関する連携、環境保全や希少な動植物の保護に関する連携 > 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野(計4) ・地域公共交通ネットワークに関する連携、道路ネットワークの整備促進に関する連携、圏域の相互連携による地産地消の推進、移住・長期滞在に関する連携 > 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の取り組み(計2) ・宣言中心市等における人材の育成、圏域内市町村職員の交流に関する連携 ■ 水のカムイ観光圏における取り組み 平成27年4月10日に国より「水のカムイ観光圏」として認定。釧路市と弟子屈町の行政や観光団体などで構成する水のカムイ観光圏協議会において、自然共生型の滞在観光地づくりなどを目的に、広域での観光地域づくりを連携して進めている。 > 事業等 ・AT推進事業: ATWS2022スイス、ATWS2023北海道への参加 ・プロモーション事業: webサイトを活用したデジタルプロモーション等 ・滞在プログラム開発: AT推進用動画制作、ATコンテンツ造成のためのモニターツアー実施等 ・マーケティング調査事業: 来訪者満足度調査、滞在プログラム満足度調査等の実施 ・情報発信強化、情報インフラ整備事業: SNSを活用した情報発信力強化、圏域内のwi-fi環境の整備 ・観光地域づくり人材育成事業: 観光地域づくりマネージャーの育成、全国観光圏推進協議会事業への参画

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(国及び他の自治体との連携)	■ ひがし北海道空港連携海外観光客誘致事業 平成27年度から、訪日旅行における成熟市場の台湾において、釧路・帯広・網走市が連携して「ひがし北海道」の魅力をPRし、外国人観光客の誘客促進と国際線就航の実現を目指し実施 > 連携の取り組み - 台湾航空、旅行会社等へのチャーター便運航及び商品造成等要請活動の実施(R1～) - JR北海道と連携した台湾向け情報発信事業の実施(R1～) > 成果 3市連携で国際線を誘致(チャイナエアライン就航) 空港:桃園(台湾)=釧路、期間:R6年1月26～2月11日 便数:5往復計8便 ※引き続き、3市連携で国際線の誘致並びに台湾人旅行者の誘客促進事業を実施し、誘客拡大を推進を図る ※引き続き、3市連携で国際線の誘致並びに外国人旅行者の誘客促進事業を実施し、誘客拡大を推進を図る ■ 他の自治体等との交流事業 姉妹都市や姉妹湿地交流等を実施 > 鳥取市との姉妹都市交流事業: 物産交流(毎年)、議会交流(R1,R4,R5,R6)、釧路市立鳥取小学校と鳥取市立賀露小学校とのオンライン交流授業(R3,R4,R5,R6)、姉妹都市提携60周年事業(R5) > 湯沢市との姉妹都市交流事業: 物産交流(毎年)、議会交流(R1,R4,R5,R6)、市職員の人事派遣交流(R4,R5)、姉妹都市提携60周年事業(R5) > 松茂町との友好都市交流事業: 釧路市紹介イベント(R5,R6)、中学校交流事業(R5,R6)、物産フェア(R6) > バーナビー市との姉妹都市交流事業: ゆのみ(湯呑)プロジェクト/You Know Me Project (R4)、北海道釧路明輝高校のバーナビー市における研修実施支援(R1) > ホルムスク市との姉妹都市交流事業: 姉妹園合同こども作品展支援(R1,R2) > ハンター河口湿地との姉妹湿地交流事業: ハンター河口湿地訪問団受入(R5)、姉妹湿地提携30周年に係る訪問(R6) 友好都市との文化交流事業の実施 > 出水市との間で、2年に一度、相互に訪問し文化交流をおこなっている 令和2年1月25日～27日 「芸能交歓大会」:出水市開催 令和4年2月25日～27日 「出水市・釧路市 文化の交歓大会」:釧路市開催(コロナ禍によりオンライン形式にて開催) 令和6年1月26日～28日 「出水市・釧路市 文化の交歓大会」:釧路市開催 ■ 釧路市の斎場に係る取り組み 釧路市と白糠町にて、火葬場の相互利用について覚書を締結 > 火葬場が改修等により使用不可となった際の斎場使用料を均一化 ■ 釧路市パートナーシップ宣誓制度にかかる取り組み ・パートナーシップ宣誓制度を実施している道内27自治体と連携協定を締結 > 制度利用者の道内異動に伴う手続きの負担軽減を図っている

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■取り組みの項目
	➤取組状況
(国及び他の自治体との連携)	■脱炭素につながる取り組みの推進
	・令和5年12月25日に釧路市・釧路町・釧路信用金庫の3者で一斉デコ活宣言を実施。市民、町民へデコ活の普及啓発を推進している。 ➤2024くしろ・みんなの環境展(令和6年6月15・16日) ➤デコ活アクション大喜利大会表彰式参加 アイディア部門環境大臣賞受賞(令和6年7月23日) ➤デコ活くしろ・企業向け脱炭素セミナー(令和6年11月19日)
	■水道、污水、汚泥等に関する取り組み
	水道、污水、汚泥等に関して、近隣自治体と協定を締結し、釧路市が施設・設備の提供 ➤釧路町との水道事業の統合に関する基本協定 釧路町水道事業(釧路町内の簡易水道事業等を除く)を統合することで、釧路町内における給水区域内と分水区域内の料金格差が解消され、安定給水の確保がなされている ➤釧路町との公の施設の使用に関する協定 古川下水終末処理場にて釧路町より污水の受入れをしている
	■幼稚園型一時預かり事業に関する取り組み
	地域子ども・子育て支援事業の一環 ➤子ども・子育て支援交付金を財源とし、市内の実施設へ事業費を補助。釧路町と広域利用協定を締結し、相互負担を行っている。(R2～)

○釧路市まちづくり基本条例

平成27年3月20日

釧路市条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 権利及び責務（第6条—第11条）

第3章 コミュニティ（第12条）

第4章 情報共有（第13条—第15条）

第5章 市民参加及び協働（第16条—第22条）

第6章 行政運営（第23条—第28条）

第7章 この条例の見直し（第29条）

附則

釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、広大な森林などの厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。

私たち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出され、「生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまち」を築くことを目指した釧路市民憲章を胸に、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。

私たちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割を果たしていかなければなりません。

ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人との絆や^{きずな}支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定め

ることにより、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民 住民又は市内で働き、若しくは学ぶ者若しくは事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。
- (4) まちづくり 釧路市における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。
- (6) 協働 市民及び市がまちづくりにおけるそれぞれの責務を果たしながら、協力し合うことをいう。
- (7) コミュニティ 町内会をはじめとする居住等の地域によって形成された市民の集まり及び共通の目的、関心等によって形成された市民の集まりであって、まちづくりを行うものをいう。

(基本理念)

第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。

第2章 権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。

2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(市長の責務)

第9条 市長は、選挙によって選ばれた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

4 市長は、市政において、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。

(市職員の責務)

第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(議会及び議員の責務)

第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。

2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

第3章 コミュニティ

第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよ

う努めなければならない。

2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。

第4章 情報共有

(情報共有)

第13条 市は、まちづくりに必要な情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、他の市民や市との情報の共有に努めなければならない。

(情報公開)

第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の公開について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第5章 市民参加及び協働

(市民参加)

第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

(協働)

第17条 市は、協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、協働の実効性を高めるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

(子どものまちづくりへの参加)

第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する機会を確保するよう努めなければならない。

(男女平等参画)

第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければな

らない。

(危機管理)

第20条 市民及び市は、災害その他非常の事態の発生時において、協働により迅速かつ適切に対処することができる態勢の確立に努めなければならない。

(住民投票)

第21条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民意見提出手続)

第22条 市長等は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市長等の考え方等を公表しなければならない。

第6章 行政運営

(基本構想等)

第23条 市長は、基本構想等を策定するものとする。

2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。

3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。

(財政運営)

第24条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。

2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。

3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を市民に分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。

(行政運営)

第25条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第26条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。

- 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民による評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

(行政手続)

第27条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(国及び他の自治体との連携)

第28条 市長等は、まちづくりに関し、国及び北海道と本市との関係が対等であるという認識の下、それぞれの役割分担を踏まえ、連携及び協力に努めなければならない。

- 2 市長等は、行政運営を効果的かつ効率的に行い、及び行政課題に的確に対応するため、近隣自治体その他の国内外の自治体との交流、連携及び協力に努めなければならない。

第7章 この条例の見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

「基本条例に基づく取り組み」への意見提出用紙

※Eメール、ファックス、郵送、または直接担当課へご持参にて提出してください。

住 所（※必須）	
氏名または団体名（※必須）	
電話番号	
意見等提出者の区分（※必須） （上記「住所」欄が市外の方は、該当する番号に○印をしてください。）	1 市内に事務所または事業所を持っている 2 市内の事務所または事業所に勤務している 3 市内に通学している 4 その他
1. これまで条例に基づいて行ってきた取り組みに関するご意見	
2. 今後、さらに市民協働を進めるにあたってのご意見・ご提言	

【ご意見提出先】釧路市総合政策部都市経営課企画係（〒085-8505 釧路市黒金町 7-5）
 TEL 0154-31-4502 FAX 0154-22-4473 E-mail to-kikaku@city.kushiro.lg.jp